

第 29 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

平成30年1月29日（月）

熊谷市農業委員会

第29回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年1月29日(月) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年1月29日(月) 午前10時15分
- (3) 場 所 江南行政センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 16名
- (2) 欠席数 3名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	欠	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	欠	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	欠	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第29回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、2番村田定吉委員、10番中川登美夫委員、16番手嶋茂春委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、9番閑野高広委員、12番山本勝市委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第29回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、5議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、平成29年12月8日、強瀬兼一委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行いました。その際、所有農地の一部に伐採された庭木の枝が放置されていましたが、その後は是正が確認できました。以上により、経営する全て

の農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、平成30年1月9日、小林眞委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、平成30年1月9日、小林眞委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、申請地積〇〇〇㎡での価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年1月16日、手嶋茂春委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年1月10日、山本勝市委員、松本文委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、平成30年1月11日、川田久夫委員、森宏志委員、農業振興課杉本主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年1月10日、山本勝市委員、松本

丈委員、事務局洪澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10と、また、農地法第4条の議案番号3は、農地法第5条の議案番号3と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案

番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10については、2つの議案を1枚にした参考資料を用意しました。この資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号2は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は497.56㎡です。

農地法第5条の議案番号10は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は497.56㎡です。

申請者自宅の東側と南側に大型店舗ができ、自宅の隣接地が店舗の駐車場となるため、目隠しや来客者車両からの排気ガス、夜間ライト等を防止するため、5条の申請地に木を植栽するため譲り受けるものです。その際、所有農地を一部芝生で宅地利用していたためこれを是正し、畑として使用していた部分は今後駐車場として利用する計画です。現在、住宅の脇に自家用車両を置いて利用していますが、車を置くと人が通行できる部分が狭くなってしまったため、自家用車を申請地の南側に置き、現在使用している駐車スペースは来客用の駐車場として使用する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 本案件について、質疑、意見等を求めます。
 質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」の声 ）

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相

当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3については、2つの議案を1枚にした参考資料を用意しました。この資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建住宅と鉄骨造倉庫が既設各1棟あり、敷地拡張後の面積は1,321.89㎡です。

農地法第5条の議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造平屋建の計画です。

土地所有者の息子世帯が住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに住宅及び倉庫の一部が建てられていました。そのため、農家住宅敷地として使用する部分と息子世帯の住宅敷地にする部分を分筆し、是正するための4条申請と住宅敷地のための5条申請が出されました。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案
番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相
当とすべきものと決しました。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
の議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当
とすべきものと決しました。
次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての
議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につ
いての議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、申
請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されてい
ない説明について記述する。】
議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は農業用倉庫が
既設1棟です。申請のきっかけは、申請人が所有農地を確認した
ところ、申請地に農地法の手続きを取らずに、農業用倉庫を建て、
使用していたため、是正をするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3と10以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建の計画です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建、宅地を含めた全体面積は、542.84㎡です。申請地は実家の奥にあり、道路に接しておりません。このため、実家の宅地の一部を進入路として、旗竿地の住宅敷地とする計画です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は軽量鉄骨造2階建の計画です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号8は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は軽量鉄骨造2階建の計画です。

議案番号9は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建の計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 議案番号6の案件で、住宅敷地の申請面積が521.76㎡ですが、これは地形の関係ですか。

事務局 申請地は旗竿地の形状で、進入路部分を含めた面積であり、500㎡を超えていますが、おおむね500㎡の範囲内の面積であるため問題はありません。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号3と10以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 **【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに譲受人の氏名、譲渡人の氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、目的、転用期間、権利の内容、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】**

議案番号1について、申請地は、県道武蔵丘陵森林公園広瀬線の北側に位置し、昨年10月に砂利採取及び表土置場として申請された土地の西に隣接しております。砂利採取は10mほど掘削し、採取した砂利は市内〇〇〇にありますプラント工場へ搬入します。掘削後の埋め戻しは〇〇〇と〇〇〇にある置場から土砂を搬入し、最後に表土に戻して、地権者に返却をする予定です。採取場所の周囲は、ネットフェンス、ガード鋼板で囲み、隣地から5mから7mの保安距離を取り、被害防除に努める計画です。

議案番号2について、譲受人は〇〇市内に本社を置く〇〇業の法人です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇内の植栽工事を請負いました。

工事内容は、既存のコンクリート平板舗装を撤去し、幅10m、延長30mから40m、深さ1.2mの範囲を3カ所掘削し、植栽客土を敷きならし、ケヤキを植栽する工事計画です。工事の着手にあたり、まとまった植栽用客土を工事現場近くに置場を確保する必要から、地権者の同意が得られたため、今回の申請に至りました。申請地は運搬車両の出入部分は鉄板を敷設し、客土は約300m³を置く計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号1011から1069の59件であります。

総筆数は147筆、総面積は164,239.75m²で、田は136筆155,402.75m²、畑は11筆8,837m²、賃貸借は88筆101,841.75m²、使用貸借は59筆62,398m²です。設定の期間は、3年未満が6筆で、3,037m²、3年以上6年未満が56筆45,356.75m²、6年以上が85筆115,846m²です。設定の区分は、新規の計画が87筆、104,362.75m²で、再設定の計画が60筆、59,87

7㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを除いた認定農業者の借り受けは、17件で46,292㎡となっております。次に農地所有適格法人の借り受けですが、10件で20,345.75㎡、農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを利用した借り受けは、5件で33,144㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、30件で全体の約51%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは27件で64,458㎡となっております。

以上、59件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

次長兼農地係長

主査

主査

主任

農業振興課主事

江南行政センター主査

渋澤 薫

大沢 昌徳

新井 良和

樋口 祥平

上田 彩香

上山 奈保美

平成30年1月29日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 閑 野 高 広

署名委員 山 本 勝 市
